

役員等候補者選定規程

(目的)

第1条 次期役員等候補者を選定するため、毎年役員等候補者選定委員会(以下委員会と称する。)を設ける。

(構成)

第2条 委員会の構成は、副会長、運営会議議長、運営会議副議長、常務理事、部門長及び事務局長とし、会長が委嘱する。

(運営)

第3条 委員会は委員の互選によって委員長を選出する。委員会はその全員の1/2以上の出席がなければ成立しない。

(任務)

第4条 委員会は次期会長、副会長、理事、監事、名誉会員、顧問、事業推進会議委員、運営会議議長、運営会議副議長、部門長、常務理事、支部担当理事、委員長及び部会長候補者を選定し、これを理事会に付議する。

(理事候補者の選定)

第5条 委員会は、理事候補者の選定において、理事立候補内規に従った理事立候補者も審議の対象とする。

昭和 33 年 10 月 31 日制定	昭和 36 年 5 月 24 日改定
昭和 53 年 12 月 13 日改定	昭和 61 年 1 月 27 日改定
平成 2 年 12 月 13 日改定	平成 5 年 9 月 22 日改定
平成 6 年 9 月 13 日改定	平成 7 年 9 月 26 日改定
平成 11 年 12 月 10 日改定	平成 12 年 2 月 15 日改定
平成 22 年 2 月 22 日改定	平成 26 年 12 月 10 日改定